

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	鈴鹿市立平田野中学校	
連絡先(内線・外線)	059-378-0126	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月10日
	上半期提出日	令和5年10月23日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	ガスヒートポンプマルチエアコン（業務用空調機器 第一種特定製品）	25台 (H29 18台導入)
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日	
6月23日（金）		9月26日（火）		12月15日（金）	
1月～3月 点検実施日				3月15日（金）	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 				該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況（入力：3月）		遵守	変更点		
選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択					

2		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	牛乳保冷库	1台（配膳室）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日	
6月23日（金）		9月26日（火）		12月15日（金）	
1月～3月 点検実施日				3月15日（金）	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 				該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況（入力：3月）		遵守	変更点		
選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択					

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	9台(校長室・ふれあい2台・保健室・家庭科準備室・職員室・体育館ミーティングルーム・調理準備室・共同調理室)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ(ブラウン管式)	1台(体育館ミーティングルーム)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台(保健室・家庭科準備室)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／360人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条, 第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／360人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者になつた者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／360人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／360人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／360人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	64台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	<p>第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	<p>第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	<p>第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例第23条	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない/前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない	ガスヒートポンプマルチエアコン	アイシン H710E2G 7台 圧縮機 出力15.7kw R410A
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条, 第29条	<p>(第25条) 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（〇指定施設の使用の方法〇騒音の防止の方法及び指定施設の型式〇その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(第29条) 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〇工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	ガスヒートポンプマルチエアコン	アイシン H710E2G 7台 圧縮機 出力15.7kw R410A
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	<p>指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない</p> <p>【指定施設】（騒音） 空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの） ／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）</p>	ガスヒートポンプマルチエアコン	アイシン H710E2G 7台 圧縮機 出力15.7kw R410A
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle: 再生利用する, Refuse: 不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	135	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 <div style="color: red; font-size: 1.2em; font-weight: bold; text-align: center;">27.6%</div> <div style="color: orange; font-weight: bold; text-align: center;">徹底されている</div>
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	489	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ **対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。**
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白：「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満：「もう少し努力できる」 58%以上：「徹底されている」
 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っていない「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	6	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 75.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	8	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
		作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

年間を通じて節水節電について啓発活動を行います。
 日頃から校内美化に心がけ環境保全に努めます。
 地域の美化活動に生徒・職員が参加します。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

- ・節水節電の啓発
- ・地域美化活動への参加
- ・大掃除の実施

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)					

VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価

法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	鈴鹿市立白鳥中学校	
連絡先(内線・外線)	059-378-0046	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月25日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	50台 校長室、職員室、保健室、図書室、コンピュータ室、ミーティングルーム、多目的室、心の教室、体育館女子更衣室2台 (H28年度 40台設置) 内訳 SSRH112BAN 8台 出力1.79 SSRH140BAN 29台 出力2.36 SSRH160BAN 3台 出力2.83
上半期	※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	
4月~6月	点検実施日	7月~9月	点検実施日	10月~12月
6月1日		9月1日		12月1日
			10月~12月	1月~3月
	○	○	○	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				2台(7.5kw) 3年に1回以上
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				定期点検 (今年度の実施有無)
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量				実施した
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択				充填なし
遵守	9	変更点	牛乳配膳室のエアコン撤去 教育政策課からいただいた整備記録簿の表記と合わせました。	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台 牛乳保管庫
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月1日	9月1日	12月1日	3月1日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			「充填なし」
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点
令和5年2月21日に新しい保冷庫が設置された。			

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	製氷機	1台 職員室
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月1日	9月1日	12月1日	3月1日
nic			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			充填なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	ウォータークーラー	4台 職員室、体育館外、中館渡り廊下、南館
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月1日	9月1日	12月1日	3月1日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検（今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセラレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	エアコン（家庭用）	7台 配膳室、保管庫6台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点
			図書室のエアコンは1の空冷ヒートポンプエアコンでした。

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	5台 第1理科室、調理室、8組、保健室、職員室
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ(ブラウン管式)	4台 生徒会室・体育館ミーティングルーム・技術室準備室・8組 (ブラウン管式は体育館ミーティングルームのみ)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点 体育館ミーティングルーム以外のテレビはブラウン管ではありませんでした。

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	1台 調理室
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 (事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更 (国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。) をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない (ただし書き省略)。	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人槽
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条, 第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回 (環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回 (環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人槽
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人槽
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人槽
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可) ・保管 (3年間) しなければならない。	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人槽
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条（排出水の汚染状態の測定等）	<p>排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p>	浄化槽（201人槽以上の場合）	合併処理／接触ばつ気方式／354人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	<p>規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。</p>	駐車場	45台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	<p>第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	毒物、劇物	【種類／アンモニア水・塩化銅・塩酸・酢酸銀水溶液・水酸化カリウム・水酸化ナトリウム・硫酸・硫酸銅・ヨウ素液】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	<p>第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／アンモニア水・塩化銅・塩酸・酢酸銀水溶液・水酸化カリウム・水酸化ナトリウム・硫酸・硫酸銅・ヨウ素液】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

19	適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
	毒物及び劇物取締法第16条の2 (事故の際の措置)	<p>第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	毒物, 劇物	【種類/アンモニア水・塩化銅・塩酸・酢酸銀水溶液・水酸化カリウム・水酸化ナトリウム・硫酸・硫酸銅・ヨウ素液】
	年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください (ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします (プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」
 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 ÷ 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	424	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 43.7% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	970	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。
 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」
 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	29	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 30.5% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数 →	95	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
作成なし		

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
・紙の使用量を減らす。 ・4Rを意識しながらごみの量を減らす。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
職員会議の提案を、基本的に書類での提案をやめて、電子化をすることで、紙の使用量を減らす工夫をした。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)		次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	白子中学校	
連絡先(内線・外線)	059-386-0336	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月10日
	上半期提出日	令和5年10月20日
	下半期提出日	令和6年4月8日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	---------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	62台 (H28年度 53台設置) 内訳 SSRH80BANT 2台 出力1.29 SSRH112BAN 9台 出力1.79 SSRH140BAN 42台 出力2.36
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	
令和5年5月12日		令和5年8月24日		令和5年12月8日	
1月~3月 点検実施日				令和6年3月22日	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月~6月		○	7月~9月		○
			10月~12月		○
			1月~3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検(今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				2台(7.5kw) 3年に1回以上	実施しなかった
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月)		遵守		変更点	
選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択					

2

適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	牛乳保冷庫	2台（本館東館への通路・西館昇降口）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
令和5年5月12日	令和5年8月24日	令和5年12月8日	令和6年3月22日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	〇	7月～9月	〇
		10月～12月	〇
			1月～3月
			〇
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3

適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫	3台（職員室・保健室・準備室）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	①ブラウン管テレビ ②液晶テレビ	①9台(14組・13組・校長室・視聴覚室・音楽室1・音楽室2・準備室×2・第2理科室) ②2台(13組・多目的)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台(13組・調理室)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン(家庭用)	コンピュータ室(4) 保健室(1) 図書室(2) 被服室(2) 校長室(1) 職員室(4) 特別支援学級(1) 男子更衣室(1) 計15
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	<p>第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	<p>第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	<p>第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」
 ※22%: 令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	28	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 2.5% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1121	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ **対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。**
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白：「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満：「もう少し努力できる」 58%以上：「徹底されている」
 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っていない「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	16	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 59.3% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	27	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
		作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

※生活・美化委員会、奉仕委員会を中心に、生徒が主体的に校内や学校周辺の除草作業やごみ拾い等の美化活動を実施する。
 ・PTAと協力して環境整備作業（除草作業および美化活動棟）を実施する。 ※8月に実施予定

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

・美化委員会、園芸委員会、福祉委員会を中心に、校内および学校周辺の除草作業やごみ拾い等の美化活動を実施することができた。
 ・夏休みにPTAによる環境整備作業を実施することができた。
 ・校舎改修工事に伴い、校舎内外の整備作業等を行うことができた。

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）	該当なし				
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）					

VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価

法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校	
連絡先(内線・外線)	059-386-5852	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月2日
	上半期提出日	令和5年10月16日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	---------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等		規模、能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン		44台 (H29 7月 36台導入)			
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)						
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日		1月~3月 点検実施日			
6月26日	8月28日	11月29日		3月4日			
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月~6月	○	7月~9月	○	10月~12月	○	1月~3月	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点				

2

適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（昇降口横廊下）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月26日	8月28日	11月29日	3月4日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	〇	7月～9月	〇
		10月～12月	〇
			1月～3月
			〇
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乘せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			充填なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3

適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	5台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台(調理室・特別支援準備室)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	5台 (職員室・調理室・理科室・特別支援室・保健室)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	ブラウン管・液晶テレビ/PC	液晶TV:2台 音楽室・校長室 ブラウン管TV:12台(会議室・視聴覚室×5台・第1理科室・第2理科室・美術室・特別支援教室・体育館・金工室) PC:6台(職員室・コンピューター準備室×3・相談室・サポート教室)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	<p>第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	<p>第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	<p>第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」
 ※22%: 令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	293	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 37.7% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	777	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

- ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。
- ※ **対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。**
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
(例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白：「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満：「もう少し努力できる」 58%以上：「徹底されている」
- ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	12	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 52.2% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	23	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
		作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
普段では節電に努めるとともに、鼓ヶ浦海岸清掃等の地域と連携した活動を通して、地域環境について関心を高めるとともに、学校通信等で伝え外部へのPRとする。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
昨年度と比較して、電気使用量の削減	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)					

VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	創徳中学校	
連絡先(内線・外線)	059-382-5205	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月7日
	上半期提出日	令和5年10月22日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託事業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- 原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	---------------------------

III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプ用マルチエアコン/ 空冷ヒートポンプエアコン (業務用空調機器 第一種特定製品)	55台 (空冷ヒートポンプ用マルチエアコン 45台/ 空冷ヒートポンプエアコン 10台) ※H29.02.28 45台 設置
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	
5月31日		9月30日		10月18日	
1月~3月 点検実施日		4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日	
2月15日		5月31日		9月30日	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月~6月		○	7月~9月		○
10月~12月		○	1月~3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				1台	実施した
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		30

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（本館北側通用口横）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
5月31日	9月30日	10月18日	2月15日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	ウォータークーラー・製氷機	ウォータークーラー：2台 （東昇降口・体育館） 製氷機：1台（職員室）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
5月31日	9月30日	10月18日	2月15日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	6台 （保健室・職員室・8組・調理準備室・理科準備室・給食保管室）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	9台 （視聴覚室（少人数教室）・第1理科室・図書準備室・被服室・9組・第1音楽室・コンピューター室・8組・第3倉庫）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／468人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	<p>第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p> <p>第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p>	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／468人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	<p>浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p>	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／468人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	<p>浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／468人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	<p>浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。</p>	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／468人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例第15条（駐車場管理者の義務）	<p>規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。</p>	駐車場	90台（1800㎡）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	<p>第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含む物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	<p>第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	<p>第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	実施人数	実施日	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスが減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底
※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】											
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する											
<p>【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 ÷ 市の電子決裁平均値</p>											
<table border="1"> <tr> <td>年間の電子決裁数を入力 →</td> <td>322</td> <td rowspan="2">【R5年度】環境目標6に対する所属の結果</td> </tr> <tr> <td>年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →</td> <td>764</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>42.1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>徹底されている</td> </tr> </table>	年間の電子決裁数を入力 →	322	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	764			42.1%			徹底されている
年間の電子決裁数を入力 →	322	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果									
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	764										
		42.1%									
		徹底されている									

【環境目標 7】															
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める															
<p>※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値</p>															
<table border="1"> <tr> <td>単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→</td> <td>20</td> <td rowspan="2">【R5年度】環境目標7に対する所属の結果</td> </tr> <tr> <td>「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R5年度に購入した件数→</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>60.6%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>徹底されている</td> </tr> </table>	単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	20	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果	「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	33				60.6%				徹底されている
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	20	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果												
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	33													
			60.6%												
			徹底されている												

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R5年度作成枚数 → 0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
	作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
①生徒会や委員会が中心となってエコ活動（節電・節水の呼びかけ）に取り組む。 ②PTA・企業と連携したエコ活動（廃油回収）を行う。	
【↓今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力↓】	
①各クラスの室長が教室移動の際に照明やエアコンの消し忘れがないか確認した。 生徒会や委員会で節電や節水をよびかけるポスターなどを作成し、廊下や階段等に掲示して、生徒の意識を高めた。 ②回収率がよくなかったため、廃止した。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		
基本目標	基本方針	施策
実施施策	実施施策詳細	担当G
年間計画（P） （当初入力）	該当なし	
実施結果（D） （3月入力）		
評価（C） （3月入力）		
改善（A） （3月入力）		
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	鈴鹿市立神戸中学校	
連絡先(内線・外線)	382-0305	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月20日
	下半期提出日	令和6年4月1日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	---------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプ用マルチアンプ/ 空冷ヒートポンプエアコン (業務用空調機器 第一種特定製品)	14台 (空冷ヒートポンプ用マルチアンプ 13台/ 空冷ヒートポンプエアコン 1台)
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日	
5月8日		8月4日		11月27日	
1月～3月 点検実施日				2月26日	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月～6月		○	7月～9月		○
			10月～12月		○
			1月～3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上 / 【50kW以上】・・・1年に1回以上				13台(15.0kw) 3年に1回以上	実施しなかつた
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	牛乳保冷庫	2台（配膳室）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
5月8日	8月4日	11月27日	2月26日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乘せして実施するもの			対象台数
<ul style="list-style-type: none"> ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上 			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセラレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫	5台（調理室・昇降口前・職員室・10組・10組と保健室の間）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあつては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	ブラウン管テレビ	11台（金工室・コンピューター室・第2音楽室・第1音楽室・第1理科室×4台・第2理科室・準備室・10組）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	76台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	<p>第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	<p>第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	<p>第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例第23条	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない/前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない	空冷ヒートポンプビル用マルチアンプ	サンヨー SGP-H560M3GZ 13台 圧縮機出力15.0kw R410A
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条、第29条	(第25条)届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号(〇指定施設の使用の方法〇騒音の防止の方法及び指定施設の型式〇その他規則で定める事項)までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (第29条)届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項(〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〇工場等の名称及び所在地)に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	空冷ヒートポンプビル用マルチアンプ	サンヨー SGP-H560M3GZ 13台 圧縮機出力15.0kw R410A
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない 【指定施設】(騒音) 空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの) / 冷房機及び冷却塔(冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの)	空冷ヒートポンプビル用マルチアンプ	サンヨー SGP-H560M3GZ 13台 圧縮機出力15.0kw R410A
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	実施日	実施人数	実施日	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」
 ※22%: 令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	38	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 3.8% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1004	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」

※58%: 令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	14	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 46.7% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数 →	30	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし
------------	---	---

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
・保健だより、学校通信、学年通信、職員室通信等を発行し、環境活動の推進及び啓発活動を行う。 ・PTAや地域と協力して、環境・美化活動（リサイクル資源の回収、除草作業等）を実施する。	
【↓今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
すべての月で継続して発行することができた。今後も取り組む。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G			
年間計画 (P) (当初入力)		該当なし					
実施結果 (D) (3月入力)							
評 価 (C) (3月入力)							
改 善 (A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	大木中学校	
連絡先(内線・外線)	385-0316	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	2023.8.9
	上半期提出日	2023.10.13
	下半期提出日	2024.4.15

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	---------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	45台 (H28年度 40台設置) 内訳 SSRH80BANT 1台 出力1.29 SSRH112BAN 12台 出力1.79 SSRH140BAN 24台 出力2.36 SSRH160BAN 3台 出力2.83
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日	
6月30日		9月29日		10月31日	
1月～3月 点検実施日				1月31日	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月～6月		○	7月～9月		○
			10月～12月		○
			1月～3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上 / 【50kW以上】・・・1年に1回以上				1台(7.5kw) 3年に1回以上	実施した
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（生徒昇降口）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月30日	9月29日	10月31日	1月31日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	①ウォータークーラー →R2下半年期 使用停止 ②キューブアイスメーカー	①3台（体育館・中館北館通路・第2グラウンド） ②1台（本館相談室）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月30日	9月29日	10月31日	1月31日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン(家庭用)	(心相室: R410A) (配膳室: R410A×1) (保管室: R32×2)
年間総合実施状況(入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	7台 (調理準備室・7組・保健室・職員室・湯沸室・研修室×2)
年間総合実施状況(入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	ブラウン管テレビ	音楽室・第1理科室×4台・ 第2理科室×4台・ 被服室・7組・校長室
年間総合実施状況(入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあつては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの)に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	3台(7組・保健室・調理室)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物, 劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物、劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	実施人数	実施日	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスが減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】					
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する					
<p>【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 ÷ 市の電子決裁平均値</p>					
<table border="1"> <tr> <td>年間の電子決裁数を入力 →</td> <td>244</td> <td rowspan="2"> 【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 40.5% 徹底されている </td> </tr> <tr> <td>年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →</td> <td>602</td> </tr> </table>	年間の電子決裁数を入力 →	244	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 40.5% 徹底されている	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	602
年間の電子決裁数を入力 →	244	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 40.5% 徹底されている			
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	602				

【環境目標 7】							
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める							
<p>※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値</p>							
<table border="1"> <tr> <td> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数 </td> <td>R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→</td> <td>13</td> <td rowspan="2"> 【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 81.3% 徹底されている </td> </tr> <tr> <td>「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R5年度に購入した件数→</td> <td>16</td> </tr> </table>	単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	13	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 81.3% 徹底されている	「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	16
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	13	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 81.3% 徹底されている				
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	16					

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】						
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する						
<table border="1"> <tr> <td>R5年度作成枚数 →</td> <td>0</td> <td>【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>作成なし</td> </tr> </table>	R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓			作成なし
R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓				
		作成なし				

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
PTAや地域と協力して、奉仕作業を行う。生徒会と福祉委員会でエコキャップの回収を行う。生活委員会で節電節水を呼びかける。	
【↓今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力↓】	
奉仕作業とエコキャップ回収は予定通り行えた。節電節水については、新校舎移転ということもあり実態把握の状態である。次年度具体的かつ実効性のある取組が必要である。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		
基本目標	基本方針	施策
実施施策	実施施策詳細	担当G
年間計画（P） （当初入力）	該当なし	
実施結果（D） （3月入力）		
評価（C） （3月入力）		
改善（A） （3月入力）		
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	鈴鹿市立千代崎中学校	
連絡先(内線・外線)	059-382-0125	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月10日
	上半期提出日	令和5年10月20日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等		規模、能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン		54台 (内、H28年度 38台設置) 内訳 SSRH80BANT 3台 出力1.29 SSRH140BAN 35台 出力2.36			
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)						
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日		1月~3月 点検実施日			
6月19日	9月15日	12月18日		3月19日			
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月~6月	○	7月~9月	○	10月~12月	○	1月~3月	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上						1台(7.5kw) 3年に1回以上	実施しなかつた
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	51	変更点			

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（湯沸室）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月19日	9月15日	12月18日	3月19日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	東芝ウォータークーラー	4台 （体育館前・本館3階廊下、新館1階廊下（移設）・本館2階手洗い場）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月19日	9月15日	12月18日	3月19日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	6台 （保健室・職員室・第1理科準備室・フロンティア・調理室・給湯室保冷庫）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	ブラウン管テレビ	本館1階音楽室×2・校長室×1・第1理科室×1・第2理科室×1・フロンティア①×1・フロンティア③×1・国際理解教室×1・新館音楽室×1・体育館×1
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	フロンティア①と③のテレビ廃棄のため保有数4台

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	3台（フロンティア・調理室・保健室）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	<p>第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	<p>第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	<p>第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」
 ※22%: 令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	151	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 19.3% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	781	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ **対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。**
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白：「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満：「もう少し努力できる」 58%以上：「徹底されている」
 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つも入っていない「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	16	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 84.2% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	19	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
		作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

地域と連携した環境活動を実施する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

保護者や地域との連携継続により、廃品回収や海岸清掃等の環境を重視した取組を実施することができた。次年度以降も継続していきたい。

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）	該当なし				
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）					

VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価

法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	鈴鹿市立天栄中学校	
連絡先(内線・外線)	059-386-0444	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月10日
	上半期提出日	令和5年10月13日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- 原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	42台 (H28年 35台設置) SSRH140BAN 35台 出力2.36
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	
6月28日		9月27日		12月27日	
10月~12月		1月~3月		3月29日	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月~6月		○	7月~9月		○
10月~12月		○	1月~3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検(今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし		変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（東館西昇降口）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月28日	9月27日	12月27日	3月29日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
○	○	○	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	①キューブアイスメーカー ②ウォータークーラー	①1台（職員室） ②3台（体育館昇降口・本館昇降口西・本館昇降口東）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
6月28日	9月27日	12月27日	3月29日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
○	○	○	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力			定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	4台 (特別支援室H組・保健室・調理室・職員室)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式：3）（液晶：3）	ブラウン管式：3台 図書室・第2音楽室・資料室2階(2) 液晶：多目的①・第2理科室・校長室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	9台 教育相談室, パソコン室, 特別支援室H組, 本館1階保管室, 本館2階保管室, 本館3階保管室, 東館1階保管室, 東館2階保管室, 東館3階保管室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／195人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条, 第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／195人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／195人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／195人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／195人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	40台／1,360㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）		第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

15		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）		第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

16		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）		第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点		

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	実施日	実施人数	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】					
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値					
<table border="1"> <tr> <td>年間の電子決裁数を入力 →</td> <td>154</td> <td rowspan="2">【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 23.4% 徹底されている</td> </tr> <tr> <td>年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →</td> <td>659</td> </tr> </table>	年間の電子決裁数を入力 →	154	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 23.4% 徹底されている	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	659
年間の電子決裁数を入力 →	154	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 23.4% 徹底されている			
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	659				

【環境目標 7】							
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値							
<table border="1"> <tr> <td>単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →</td> <td>10</td> <td rowspan="2">【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 76.9% 徹底されている</td> </tr> <tr> <td>「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R5年度に購入した件数 →</td> <td>13</td> </tr> </table>	単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	10	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 76.9% 徹底されている	「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数 →	13
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	10	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 76.9% 徹底されている				
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数 →	13					

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R5年度作成枚数 → 0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
中学校区内の廃品回収の実施、回収ボックスへの資源ごみ搬入等、学校内だけでなく地域への協力要請等の4R活動の啓発活動を行う。
【↓今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
中学校区内の廃品回収を、より持続可能な形に改善して実施することができた。 回収ボックスへの資源ごみ搬入等、学校内だけでなく地域への協力要請等の4R活動の啓発活動を行うことができた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		基本目標	基本方針	施策
実施施策		実施施策 詳細		担当G
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし			
実施結果 (D) (3月入力)				
評価 (C) (3月入力)				
改善 (A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)		次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)
環境活動報告シート (令和5年度)

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	鈴鹿市立鈴峰中学校	
連絡先(内線・外線)	059-371-0023	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和5年8月10日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機(第一種特定製品・業務用) 空冷ヒートポンプエアコン	39台 (H29年度 30台設置) 内訳 SSRH112BAN 13台 出力1.79 SSRH140BAN 17台 出力2.36				
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)					
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月 点検実施日				
5月12日	8月30日	11月16日	3月13日				
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月~6月	○	7月~9月	○	10月~12月	○	1月~3月	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検(今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上						1台	該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点				

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	牛乳保冷庫	1台（牛乳検収室）
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
5月12日	8月30日	11月16日	3月13日
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月	○	7月～9月	○
		10月～12月	○
			1月～3月
			○
<p>■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上</p> <p>■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上</p>			<p>対象台数</p> <p>該当なし</p>
<p>算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力</p>			<p>定期点検 （今年度の実施有無）</p> <p>該当なし</p>
<p>※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量</p>			<p>充填なし</p>
<p>年間総合実施状況（入力：3月）</p> <p>選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択</p>		<p>遵守</p>	<p>変更点</p>

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセラレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫	5台 （調理室・牛乳保冷室牛乳保冷庫・保健室・職員室・校長室）
<p>年間総合実施状況（入力：3月）</p> <p>選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択</p>		<p>遵守</p>	<p>変更点</p>

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ(液晶式)	液晶式7台
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台(調理室・牛乳保冷室)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン(家庭用)	6台
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	<p>第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	<p>第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	<p>第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」
 ※22%: 令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	381	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	743	
51.3%		徹底されている

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
 (例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
 空白：「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満：「もう少し努力できる」 58%以上：「徹底されている」

※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→

6

【R5年度】環境目標7に対する所属の結果

66.7%

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度に購入した件数→

9

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
		作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
廃品回収活動をPTA・生徒と地域ぐるみで行う。学校だよりや自治会回覧などを通じて、廃品回収や学校のエコ活動の取り組みを紹介する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
廃品回収を引き続き地域ぐるみで行い、エコ活動に積極的に取り組んでいきたい。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)					

VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--